

議案第91号

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和2年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(芽室町男女共同参画推進条例の一部改正)

第1条 芽室町男女共同参画推進条例(平成16年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第18条中「企画財政課」を「政策推進課」に改める。

(芽室町総合計画審議会条例の一部改正)

第2条 芽室町総合計画審議会条例(昭和42年条例第55号)の一部を次のように改正する。

第9条中「企画財政課」を「政策推進課」に改める。

(芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例の一部改正)

第3条 芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例(平成29年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条中「学校教育課」を「教育推進課」に改める。

(芽室町生涯学習計画策定委員会設置条例の一部改正)

第4条 芽室町生涯学習計画策定委員会設置条例(平成11年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第9条中「社会教育課」を「生涯学習課」に改める。

(芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例の一部改正)

第5条 芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例(平成11年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「社会教育課長」を「生涯学習課長」に改める。

(芽室町総合保健医療福祉協議会条例の一部改正)

第6条 芽室町総合保健医療福祉協議会条例(平成21年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第9条中「保健福祉課」を「健康福祉課」に改める。

(芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例の一部改正)

第7条 芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例（平成21年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第32条中「保健福祉課」を「健康福祉課」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

令和3年4月1日の機構改革に伴い、関係条例の整理をしようとするものであります。

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(芽室町男女共同参画推進条例の一部改正) (庶務) 第18条 審議会の庶務は、<u>政策推進課</u>において処理します。</p> <p>(芽室町総合計画審議会条例の一部改正) (審議会の事務処理) 第9条 審議会の庶務は、<u>政策推進課</u>が処理する。</p> <p>(芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例の一部改正) (庶務) 第7条 策定委員会の庶務は、<u>教育委員会教育推進課</u>において処理する。</p> <p>(芽室町生涯学習計画策定委員会設置条例の一部改正) (策定委員会の事務処理) 第9条 策定委員会の庶務は、<u>教育委員会生涯学習課</u>が処理する。</p> <p>(芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例の一部改正) (職員) 第5条 一略一 2 館長は<u>生涯学習課長</u>をもってあてる。</p>	<p>(庶務) 第18条 審議会の庶務は、<u>企画財政課</u>において処理します。</p> <p>(審議会の事務処理) 第9条 審議会の庶務は、<u>企画財政課</u>が処理する。</p> <p>(庶務) 第7条 策定委員会の庶務は、<u>教育委員会学校教育課</u>において処理する。</p> <p>(策定委員会の事務処理) 第9条 策定委員会の庶務は、<u>教育委員会社会教育課</u>が処理する。</p> <p>第5条 一略一 2 館長は<u>社会教育課長</u>をもってあてる。</p>

改正案	現 行
<p>3 一略一</p> <p>(芽室町総合保健医療福祉協議会条例の一部改正) (庶務) 第9条 協議会の庶務は、<u>健康福祉課</u>において処理する。</p> <p>(芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例の一部改正) (庶務) 第32条 協議会の庶務は、<u>健康福祉課</u>において処理する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>3 一略一</p> <p>(庶務) 第9条 協議会の庶務は、<u>保健福祉課</u>において処理する。</p> <p>(庶務) 第32条 協議会の庶務は、<u>保健福祉課</u>において処理する。</p>